

「個人情報保護宣言」新旧対照表

(下線部改定箇所)

新	旧
<p>8. 認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報、<u>仮名加工情報および匿名加工情報</u>の取り扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>改定日 2024 年 3 月 1 日</p>	<p>8. 認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取り扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p>

「約款・規定集」新旧対照表

(下線部改定箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総合取引約款</p> <p>第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～④現行どおり ⑤第 6 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資および特定非課税累積投資取引</p> <p>第 6 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1)お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項にもとづき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総合取引約款</p> <p>第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～④省略 ⑤第 6 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資取引および特定非課税累積投資</p> <p>第 6 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1)お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項にもとづき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特</p>

新	旧
<p>別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(3)現行どおり</p> <p>(4)当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)または<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>(4)当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定</u>または<u>特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>②10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定</u>または<u>特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>

新	旧
<p>(6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>削除</p> <p>第 8 条の 5 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い) 現行どおり</p> <p>第 8 条の 6 (非課税口座の開設について) (1) 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>削除</p> <p>第 8 条の 7 (特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p>	<p>(6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>第 8 条の 5 (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き) <u>お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p>第 8 条の 6 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い) 省略</p> <p>第 8 条の 7 (非課税口座の開設について) (1) 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定</u>および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>第 8 条の 8 (特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について) <u>当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客さまから特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。</u></p> <p>第 8 条の 9 (特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 8 章 振替決済口座管理約款</p> <p>第 24 条 (個別株主通知等の取り扱い) (1) 現行どおり (2) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定にもとづく株主総会資料の書面交付請求、<u>投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項にもとづく投資主総会資料の書面交付請求</u>および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項にもとづく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 積立投資信託取扱約款</p> <p>第 3 条 (払込方法の指定) お客さまは、<u>本サービスにかかる</u>金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法を指定するものとします。</p> <p>第 4 条 (申込み方法) お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。 ① 現行どおり ② お客さまが当社所定の本サービスの申込書に必要事項を記入、署名のうえ、当社へ提出し当社が承諾していること。</p> <p>改定日 2024 年 3 月 1 日</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 振替決済口座管理約款</p> <p>第 24 条 (個別株主通知等の取り扱い) (1) 省略 (2) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定にもとづく株主総会資料の書面交付請求、<u>投資信託および投資法人に関する法律第 94 条第 1 項にもとづく投資主総会資料の書面交付請求</u>および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項にもとづく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 積立投資信託取扱約款</p> <p>第 3 条 (払込方法の指定) お客さまは、本サービスに<u>係る</u>金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法を指定するものとします。</p> <p>第 4 条 (申込み方法) お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。 ① 省略 ② お客さまが当社所定の本サービスの申込書に必要事項を記入、署名し、<u>届出印を押印</u>のうえ、当社へ提出し当社が承諾していること。</p>